

寄木小学校いじめ防止基本方針

(1) 基本方針

いじめは、いじめを受けた児童の「教育をうける権利」を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、最近のインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑化・潜在化させている。

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域、及び関係機関等の協力を得ながら、社会総がかりで対峙することが必要である。また、いじめの問題の解決には、児童に「いじめを絶対に許さない」という意識と態度を育てることが大切である。

こうした中、本校は、学校教育目標に掲げる「思いやりのある子ども」を育成することにより、いじめを生まない環境を築くとともに、すべての児童が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進する。そのために、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に関する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組む。そのために、次の6点を本校の基本的な方針と定める。

- ① 児童が友だちや教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができるようにする。
- ② 互いに認め合える人間関係・学校風土を作るため、規律正しい態度や自主性・積極性を培いながら、授業作りや集団作り、学校作りを行うことができるようにする。
- ③ 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動等特別活動の推進により、お互いの人格を尊重する態度を養うとともに、児童が他者と円滑なコミュニケーションを図る能力を育てることができるようにする。
- ④ 自己有用感や自己肯定感を高められるよう、児童が活躍できる場や困難を乗り越えるような体験の機会を全ての児童に積極的に設けるようにする。
- ⑤ 「いじめ」の定義を全教職員が共通に認識し、いじめを絶対に許さない風土を培うことができるようにする。
- ⑥ いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価の項目に加え、本校の取組を適正に評価する。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、ある児童に対して、当該児童が在籍している等、当該児童と一定の人間関係のある他の児童が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

(3) いじめの基本認識

- ① いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- ② いじめは人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の児童、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- ③ いじめは教師の児童観や指導のあり方が問われる問題である。
- ④ いじめは家庭教育のあり方に大きな関わりをもっている。
- ⑤ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- ⑥ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。また、いじめ事案の情報共有は、いじめ防止対策推進法に義務付けられており、怠った場合は懲戒処分の対象になり得る。

(4) いじめ解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ①いじめに係る行為が止んでいること
- ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめ発生事案から3ヶ月を経過した時点で①②の要件が満たされている場合に「解消している」とする。「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、被害児童及び加害児童については日常的に注意深く観察する。

(5) 重点

- ① いじめに関する校内研修、情報交換の場を設け、未然防止及び早期発見に努める。校内研の中に、生徒指導研修会と学級づくり研修会を位置付ける。
- ② いじめが起こった際には、生徒指導委員会のリーダーシップのもと、情報を共有し、全職員が協力して指導にあたる。
- ③ 学校、家庭、地域、関係機関の連携を図る。

(6) 具体的な措置

① 未然防止のための取組

ア 居場所づくり

- (ア) 学級経営の充実・・・学級づくり研修会、職員集会における情報交流
- (イ) 人権教育の充実・・・人権講話、人権の花運動、福祉標語、共感的に聞く対話活動
- (ウ) 道徳教育の充実・・・参観日での授業公開、重点項目「生命尊重、感謝」の設定
- (エ) 体験教育の充実・・・清水巡り、キャップハンディ体験、「一流に学ぼう」等
- (オ) 授業の充実・・・「ともに学び合う」授業づくり

イ 児童の活動

(ア) 寄木っ子ボランティアや鼓笛隊の活動等とおし、お互いに助け合い、協力して生活することの大切さを感得させる。

(イ) 学級活動では、児童自身がいじめ問題の解決に向けてどうかかわったらよいのかを考えさせ、主体的に取り組ませる。

ウ いじめ防止等の対策のための組織

本校は、いじめの防止等を実効的に行うため、「生徒指導委員会」を設置する。委員は、いじめ防止等の対策のための取組と実施、いじめ事案への対応を行う。開催日は、毎月1日の楽しい学校生活アンケート実施日とする。また、いじめ事案発見またはその疑いが生じたときは、即日開催する。委員会で決定した事項は、教職員に周知し、取組が適切に行われるように配慮する。

委員会の構成と役割は次のとおりである。

役 職	構 成 員	役 割
委 員 長	校 長	会の招集、総括
副委員長	副校長	会の招集、進行、会議録の保管、教育委員会へ報告
委 員	教務主任	会議録の記録
	生徒指導主事	会議録の整理・いじめ対策関係の文書整理・保管
	養護教諭	日常の児童観察と相談内容の記録・整理
	該当学級担任	事案発生時の状況確認・報告

エ 未然防止のための職務別取組

学 級 担 任	<ul style="list-style-type: none">・いじめは絶対に許さない雰囲気醸成する。・一人ひとりを大切にしたり分かりやすい授業づくりに努める。・温かな人間関係がつくられるような学級経営に努める。
養 護 教 諭	<ul style="list-style-type: none">・教育活動の様々な場面で、命の大切さを取り上げる。
生 徒 指 導 主 事	<ul style="list-style-type: none">・いじめの問題について校内研修や職員会議で取り上げ、共通理解を図る。・中学校や地域との連絡を密に図り、情報交換や連携に取り組む。
担 任 外	<ul style="list-style-type: none">・児童の良いところ、良い行動を見つけるように努める。・児童の気になる行動を担任に情報提供する。

(7) 早期発見のための取組

①定期的な情報収集

- ・楽しい学校生活アンケート（月1回）
- ・ハイパーQ U検査（6月 10月）

②早期発見のための職務別取組

学 級 担 任	・ 日常の観察や日記等から児童理解に努め、小さな変化を見逃さないようにする。 ・ 気になったこと、問題行動を記録しておき、次年度に引き継ぐ。
養 護 教 諭	・ 保健室を利用する児童の様子に目を配り、気になることがあった場合には、担任や生徒指導主事に情報を伝える。
生徒指導主事	・ アンケート調査を実施する。 ・ 気になることがあったときには、速やかに児童の様子を観察する。
担 任 外	・ いじめの兆候に気付いたときには速やかに介入し、様子を担任と生徒指導主事に報告する。

③相談窓口

いじめの兆候を発見したときは、関係する教職員で迅速に情報を共有し、適切な対応を行う。本校における相談窓口を下記のとおりとする。

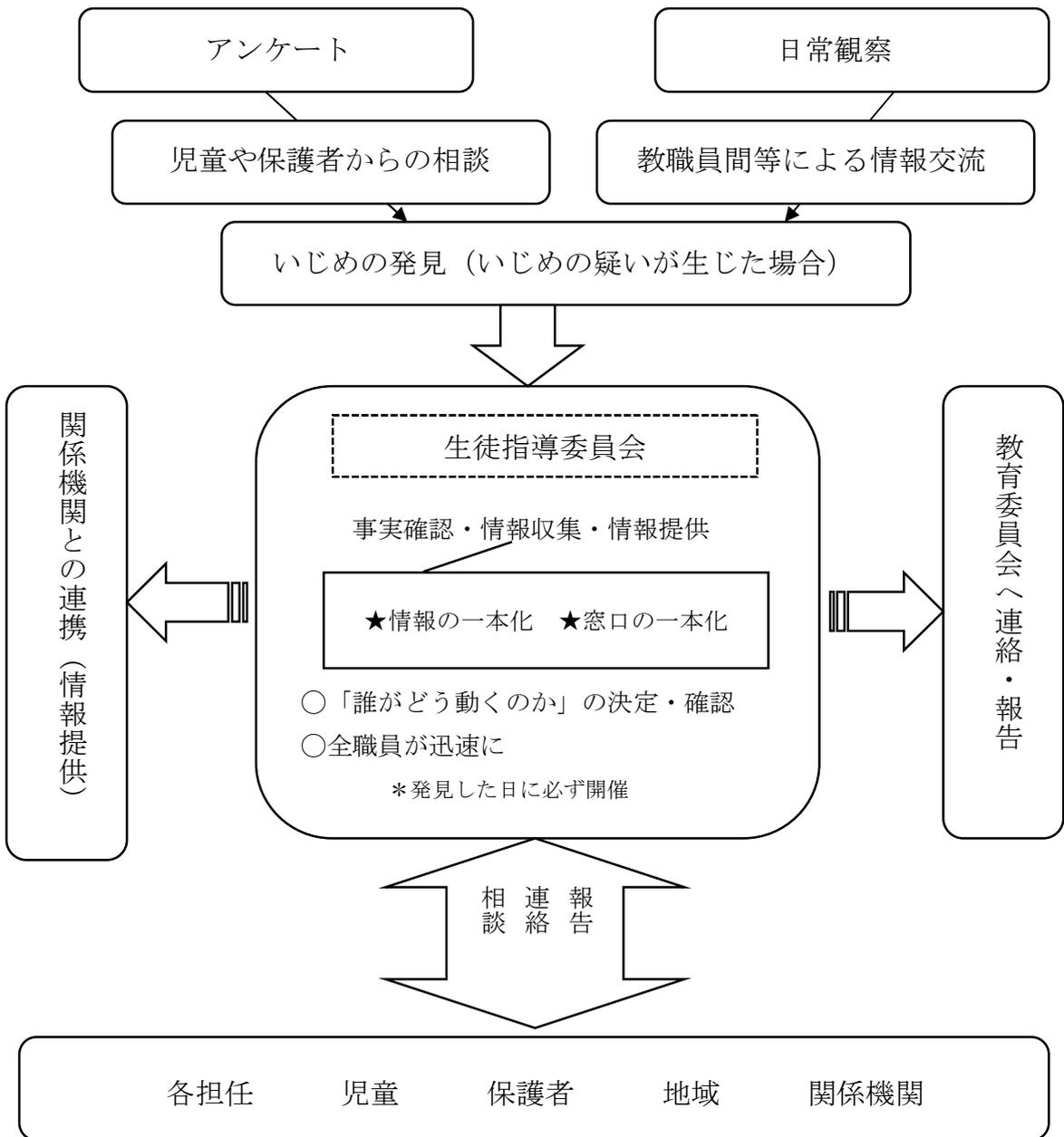
- | |
|--|
| ・ 日常のいじめ相談（児童、保護者）・・・担任、養護教諭を始めとして全職員が対応 |
| ・ 地域からのいじめ相談窓口・・・副校長 |
| ・ 岩手県教委「24時間いじめ相談窓口」・・・☎019-623-7830 |

(8) いじめ問題早期解決の取組

①基本的な考え方

- ア、いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。
- イ、いじめられている児童及びいじめを知らせた児童の身の安全を最優先に考えるとともに、いじめている側の児童には、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導にあたる。
- ウ、いじめ問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- エ、教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

②いじめ発見時の対処図



- *被害児童が苦痛を感じた事案は、いじめと認定する。該当学年担任（いじめられた児童）は、いじめの状況カードに記入し、生徒指導主事に報告する。
- *生徒指導主事は、いじめの状況を副校長に報告する。
- *副校長は、いじめの状況カードを保管する。状況を判断し、いじめ防止対策推進委員会を招集する。

(9) 重大事態への対処

① 重大事態とは

ア 重大事態への適切な対応

本基本方針、『いじめの防止のための基本的な方針（国）』、『いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成 29 年 3 月文部科学省）』により適切に対応する。

イ 重大事態のとらえ

(ア) いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

(例) 児童が自殺を企図した場合 身体に重大な傷害を負った場合
金品等に重大な被害を被った場合 精神性の疾患を発症した場合

(イ) いじめにより本校に在籍する児童が相当の期間欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(ウ) 児童や保護者からいじめによる重大な被害が生じたという申立があったときは、その時点で重大事態が発生したもものとして報告・調査等にあたる。

② 重大事態への対処

ア 報告

学校は、重大事態が発生した場合、重大事態に至ったと申立てがあった場合は、速やかに八幡平市教育委員会へ報告する。

イ 調査

(ア) 調査の趣旨

重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

(イ) 学校が主体となって調査を行う場合

八幡平市教育委員会の指示、指導の下、以下のとおり対応する。

- i 迅速に対応するため、本校の「生徒指導委員会」が中心となり、全教職員体制で速やかに実施する。
- ii 重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性、中立性を確保する。
- iii いじめの事実関係（いつ 誰から どのような態様 背景 人間関係上の問題 学校・教職員の対応等）を可能な限り網羅し、明確にする。特に因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- iv いじめを受けた児童及び保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係に経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。（法第 28 条第 2 項）
- v いじめを受けた児童及びその保護者の意向を配慮した上で、保護者説明会等により、適時、適切に情報提供するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- vi 再発防止策をまとめる。

* 八幡平市教育委員会が調査の主体となる場合、資料の提出等、調査に協力する。

(10) 評価

① まなびフェストに「いじめ問題への誠実な対応」の取組を明記

② 年度途中評価、年度末での検証

ア いじめ防止対策に係る評価 イ 児童のいじめに関する意識調査

(11) その他

① 家庭、地域との連携

次の3点について各年度で徹底を図っていく。

ア 寄木小いじめ防止対策基本方針を、ホームページや学校通信に掲載するなどして広報活動に努める。

イ 保護者懇談会、地区懇談会等において、いじめの実態や指導方針について説明する。

ウ 保護者や地域に道徳の授業を公開する。

② いじめ防止対策の年間活動計画

月	学級・学校の活動	諸会議
4	<ul style="list-style-type: none">家庭調査票の回収 → 家庭状況の把握寄木小学校いじめ防止基本対策方針を学校通信等に掲載するなどして広報活動に努める。また、PTAの各種会議で、いじめの実態や指導方針について説明する。楽しい学校生活アンケートの実施（月1回）	<ul style="list-style-type: none">生徒指導委員会の立ち上げ職員集会で情報交換（通年）
5	<ul style="list-style-type: none">家庭訪問による家庭状況の把握運動会に向けての児童の動きを観察運動会振り返り集会の実施 自己有用感、自己肯定感を高める。寄木っ子ボランティア〇ヶ条の提案楽しい学校生活アンケートの実施授業交流会 「わかる」授業で居場所作りを目指す。	<ul style="list-style-type: none">民生委員会議見守り隊との懇談会生徒指導委員会
6	<ul style="list-style-type: none">楽しい学校生活アンケートの実施ハイパーQ Uの実施授業研究会 「わかる」授業で居場所作りを目指す。人権の花苗植え修学旅行、キャンプにおける児童の人間関係の把握と調整	<ul style="list-style-type: none">生徒指導委員会
7	<ul style="list-style-type: none">夏休みの過ごし方指導校内研修から学級の状況を把握し、2学期の学級経営について計画を立てる。楽しい学校生活アンケートの実施学校評価アンケートから保護者記載事項の確認	<ul style="list-style-type: none">地区懇談会校内研修「QU分析」学区巡回指導生徒指導委員会学童保育クラブとの情報交流

8	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休み後の児童の変化観察 ・楽しい学校生活アンケートの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・学区巡回指導 ・生徒指導研修会 ・生徒指導委員会
9	<ul style="list-style-type: none"> ・陸上競技会、校外学習 めあてをもって困難さを乗り越える力の醸成 ・授業研究会 ・楽しい学校生活アンケートの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会
10	<ul style="list-style-type: none"> ・学習発表会 協力して物事を成し遂げる経験 振り返り集会の実施 ・楽しい学校生活アンケートの実施 ・授業研究会 ・ハイパーQU（4年）QU（1～3 5, 6年） の実施。学級集団の変化をチェックし、学級経営 の見直しを図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会
11	<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観 地域や保護者に道德の授業を公開する。 ・楽しい学校生活アンケートの実施 ・キャップハンディ体験 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会
12	<ul style="list-style-type: none"> ・鼓笛引継式 ・冬休みの過ごし方指導 ・楽しい学校生活アンケートの実施 ・学校評価アンケートから保護者記載事項の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会
1	<ul style="list-style-type: none"> ・冬休み後の児童の変化の観察 ・スキー教室・・・めあてに向かって取り組む ・楽しい学校生活アンケートの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級経営反省会 ・生徒指導委員会 ・学童保育クラブとの情報交流
2	<ul style="list-style-type: none"> ・楽しい学校生活アンケートの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会
3	<ul style="list-style-type: none"> ・楽しい学校生活アンケートの実施 ・児童の状況のまとめと引継 ・春休みの生活についての指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会 いじめ防止対策の反省・活動 評価 次年度への引継